

令和6年度かがわスマートハウス促進事業補助金実施要領

(目的)

第1条 令和6年度かがわスマートハウス促進事業補助金の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)及び令和6年度かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この実施要領で使用する用語は、特に定めない限り交付要綱において使用する用語の例による。

(補助対象設備を設置する住宅)

第3条 交付要綱第2条第1号に規定する住宅は、住民票又は建物登記簿謄本等の種類で住宅であることが確認できるものでなければならない。

(交付申請予約の届出の受付)

第4条 交付申請予約の届出の受付は、先着順とし、受付期間は、補助事業を実施した年度の2月末日までとする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日までを受付期間とする。

(交付申請書兼請求書の必要添付書類)

第5条 交付要綱第9条に規定する交付申請書兼請求書に添付する必要書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 誓約書(別記様式第1号)
- (2) 申請者が契約者である工事請負契約書(注文書及び注文請書を含む。)又は売買契約書の写し
- (3) 申請者の住民票(発行日から3箇月以内のものに限る。ただし、ZEH及び断熱改修設備において「子育て世帯又は複数世代同居」による加算を受けようとする場合「世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)」)
- (4) 県税の完納証明書(発行日から3箇月以内のものに限る。)
- (5) 個人住民税の完納証明書(発行日から3箇月以内のものに限る。)
- (6) かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)入会届(入会要件を満たす場合に限る。)
- (7) 補助事業の実施に係る領収書の写し
- (8) 補助対象設備が設置された建物全体を確認できるカラー写真
- (9) 住民票に記載された住所以外の場所に設置するときは、建物の所有及び住宅であることを証明する建物の登記簿謄本(発行日から3箇月以内のものに限る。)
- (10) 補助対象設備がZEHである場合にあつては、次の書類
 - ア 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」等の写し(申請者に太陽光発電設備の所有権が無い場合を除く)
 - イ 太陽光発電設備の出力対比表(太陽電池モジュールの製造番号等の確認及び実出力の対比ができるもの)
 - ウ 太陽光発電設備の設置状態を示すカラー写真(太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できるもの)
 - エ パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し
 - オ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第7条に基づく省エネ性能表示評価書の写し(BELS等、第三者認証を受けたもの)
 - カ 新築のZEHを購入するときは、建物の登記簿謄本(発行日から3箇月以内のものに限る。)
- (11) 補助対象設備が蓄電池である場合にあつては、次の書類
 - ア 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」等の写し(固定価格買取制度(FIT)及びFIP(Feed in Premium)制度を利用しないことが分かるもの又はFITの調達期間、FIPの交付期間が満了していることが分かるもの)
 - イ 蓄電池の設置状態を示すカラー写真
 - ウ 蓄電池の保証書の写し(型式名、製造番号及び保証開始日が確認できるもの)
 - エ かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)の入会要件を満たす場合は、パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証

の写し

(12) 補助対象設備がV2Hである場合にあっては、次の書類

ア 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」等の写し(固定価格買取制度(FIT)及びFIP(Feed in Premium)制度を利用しないことが分かるもの又はFITの調達期間、FIPの交付期間が満了していることが分かるもの)

イ V2Hの設置状態を示すカラー写真

ウ V2Hの保証書の写し(型式名、製造番号及び保証開始日が確認できるもの)

エ かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)の入会要件を満たす場合は、パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し

(13) 補助対象設備が断熱改修設備である場合にあっては、次の書類

ア 建物の登記簿謄本(発行日から3箇月以内のものに限る。)

イ 平面図(補助事業を行う窓及び玄関ドアの位置が確認できるもの)

ウ 窓及び玄関ドアの改修後の設置状態を示すカラー写真

エ 窓及び玄関ドアの出荷証明書の写し

オ 「太陽光発電設備の同時設置」による加算を受けようとする場合は、第10号ア～エで規定された書類一式(導入した太陽光発電設備に係る情報が確認できるもの)

(14) その他知事が必要と認める書類

2 前項第5号の書類が提出できない場合には、当該書類に代えてその理由が確認できる住民票又は戸籍の附票を提出するものとする。

(交付申請書兼請求書の受付期間)

第6条 交付申請書兼請求書の受付期間は、補助事業を実施した年度の3月末日までとする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日までを受付期間とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月24日から施行する。